

処分の種類	免許取消処分
処分年月日	令和3年1月20日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	es ARCHITECT株式会社 (法人番号9120001196107)
代表者	山本 優一
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第61633号 令和2年2月20日
主たる事務所の所在地	大阪市城東区
<p>被処分者の役員が、宅地建物取引業法(以下「法」という。)第5条第1項第6号に該当した。 このことは、法第66条第1項第3号に該当する。</p>	